

埼玉県市町村職員共済組合における預託金の運用状況

【経過的長期預託金管理】

市町村職員共済組合における長期給付事業は、全国市町村職員共済組合連合会において一元的に処理され、年金支払いのための積立金についても効率的な運用を行うため、連合会で一元的に運用されております。

平成27年10月に被用者年金が一元化され、これまでの長期給付積立金は厚生年金保険給付積立金及び経過的長期給付積立金に分割されましたが、従来から連合会より預託され運用を行っていた、「組合員貸付金」の原資として、また市町村の行政目的に資するための「市町村債（縁故債）の引受」については経過的長期給付積立金の運用の一つとして、引き続き連合会より預託され運用を行っています。

なお、「組合員貸付金」の原資としての貸付金については、平成30年度から段階的に退職等年金預託金管理経理へ移行されており、令和元年度中に全て移行されました。

これらの運用状況については、次のとおりとなっています。

令和3年度

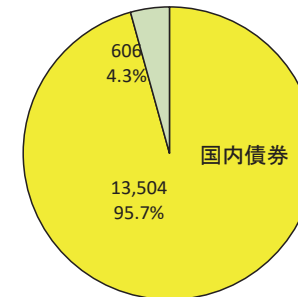
(単位:百万円)

資産区分	年度末の時価総額		修正総合利回り
		構成割合	
国内債券 (縁故地方債)	13,504	95.7%	0.07%
短期資産	606	4.3%	0.00%
合計	14,110	100.0%	0.06%

注1 それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

注2 修正総合利回り=(実現損益+未収収益増減)÷(簿価平均残高+前期末未収収益)×100(%)

<令和3年度末の時価総額>

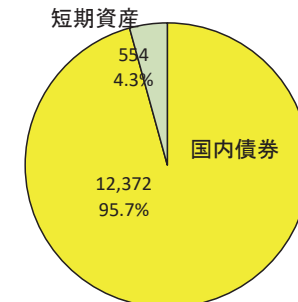


(参考)令和2年度

(単位:百万円)

資産区分	年度末の時価総額		修正総合利回り
		構成割合	
国内債券 (縁故地方債)	12,372	95.7%	0.11%
短期資産	554	4.3%	0.00%
合計	12,925	100.0%	0.11%

<令和2年度末の時価総額>



* 預託金とは、地方公務員等共済組合法施行令第17条の2第1項第5号の規定に基づき、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように全国市町村職員共済組合連合会がその構成組合へ預託し、管理されている資金である。

【退職等年金預託金管理】

従来、経過的長期預託金管理から貸付経理へ「組合員貸付金」の原資として貸付していたものを、当経理が行うこととなったため、貸付金を令和元年度中に全て移行しました。運用状況については、次のとおりとなっています。

令和3年度

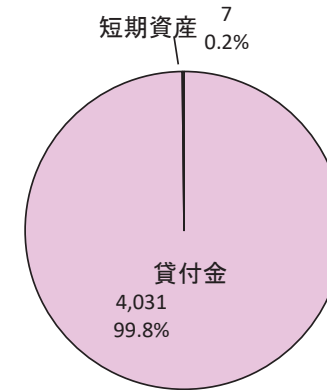
(単位:百万円)

資産区分	年度末の時価総額		修正総合利回り
		構成割合	
貸付金	4,031	99.8%	1.00%
短期資産	7	0.2%	0.00%
合計	4,038	100.0%	0.99%

注1 それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

注2 修正総合利回り=(実現損益+未収収益増減)÷(簿価平均残高+前期末未収収益)×100(%)

<令和3年度末の時価総額>

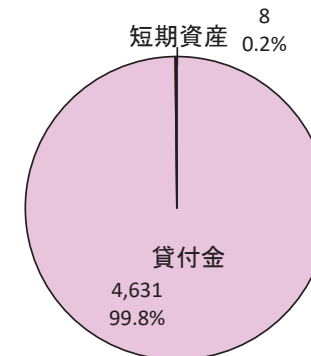


(参考)令和2年度

(単位:百万円)

資産区分	時価総額		修正総合利回り
		構成割合	
貸付金	4,631	99.8%	1.00%
短期資産	8	0.2%	0.00%
合計	4,639	100.0%	0.99%

<令和2年度末時価総額>



* 預託金とは、地方公務員等共済組合法施行令第17条の2第1項第5号の規定に基づき、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように全国市町村職員共済組合連合会がその構成組合へ預託し、管理されている資金である。

なお、連合会の資金運用の状況については、連合会のホームページに掲載されておりますので、そちらをご参照下さい。

連合会ホームページ <http://www.shichousonren.or.jp/>